

砂川市訓令第16号

令和4年4月1日

砂川市競争入札参加資格者審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市競争入札参加資格者審議会規程の一部を改正する訓令

砂川市競争入札参加資格者審議会規程（平成5年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び建設部技監」を削り、「、教育次長及び教育委員会事務局技監」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。